

会員の皆様へ

就業条件明示書の交付について

令和6年11月1日以降フリーランス新法が施行されることから、就業会員の皆様に就業条件明示書を交付することが義務化されます。

今後、就業条件明示書を確認するためには、「公益社団法人登別市シルバー人材センター」ホームページ（会員クラウドサービス）上で自分の就業条件明示書を確認するか又は、文書による交付を求めることとなります。

- 1 「会員クラウドサービスを利用する場合」
 - (1) 公益社団法人登別市シルバー人材センターのホームページから「会員クラウドサービス」のアプリを、スマートフォン、パソコン、タブレット等にインストールします。
 - (2) 「会員クラウドサービス」にログインするためのID・パスワードは、全会員に付与されています。
（会員がスマホ等を所持しているか否かに関わりません。）
 - (3) 「会員クラウドサービス」にログインし、『明示書』を開き確認する。
- 2 文書による交付
事務局から文書による『明示書』の交付を求めます。

※ 事務局からのお願い

- 1 スマホ、パソコン、タブレット等を所有している会員は、「会員クラウドサービス」を使用して『明示書』を確認できるようにアプリのインストールをお願いします。
- 2 アプリのインストールに自信のない方は、事務局で支援をしますのでお気軽にお越しください。
- 3 事務的な負担を軽減するために、会員皆様のご協力をお願いします。